

# ジョン・ロックのユートピア：「アトランティス」草稿と政治理論 Locke's Utopia : The Draft of 'Atlantis' and Political Theory

鵜飼 健史

UKAI Takefumi

## 1 序：ロック政治思想とユートピア

その最晩年に、ジョン・ロック(1632-1704)は、学問と読書についての指南を後世に残した(「ジェントルマン向けの読書と勉強にかんする考察」(1703))。この指南では、本論考が位置する学問分野である政治学も、欠かせない教養として述べられている(PE: 351-2)。ここでロックは、政治学の「たがいに全く異なる」ふたつの分野を指摘する。第一の分野は、社会の起源や政治権力の誕生とその範囲など、広い意味で政治機構論と呼ぶものである。彼が指摘するように、フッカー、シドニー、そしてプーフェンドルフの著作など、この分野には読むべき同時代的な文献が豊富にある。ロックが匿名を生涯通じて維持する『統治二論』(1689)も、ここに並んで列挙されている。そして政治学の第二の分野は、社会における人間統治の技量についてである。現代の用語では、これは政策学や政治経済学と呼ばれるような学問である。これについてロックは、具体的な文献や学習方法の指摘をせずに、「経験と歴史」によって学ぶことが最良の方法であると述べる(PE: 352)。本論考で分析されるロックのユートピア論は、この「第二の政治学」と深く関連している<sup>1)</sup>。

もう少しロックのジェントルマンへの指南を読み進めよう。第二の政治学に必要な歴史を読み解くためには、「年代学と地理学が絶対に必要である」(PE: 352)。ここで彼は年代記と地誌についての豊富な知識を披露する。興味深いのは、彼の指摘する地理学の文献に、彼がフランス滞在中(1675-79)に出会った文献(Francois Pyrard, *Voyage aux Indes Orientales* (1679), Gabriel Sagard, *Histoire du Canada* (1636))や人物(Francois Bernier)がかなり含まれている点である。むろんフランス滞在の影響は、これら資料的に追跡可能なものばかりではないだろう。そしてさらに興味を惹かれる点は、これら地誌がロックのユートピア論の執筆の同時期に読まれ、そしてその叙述に反映されているということである。

ロックがユートピアを論じたということは、研究者のあいだでも十分に知られているとはいえないだろう<sup>2)</sup>。フランス滞在中に彼は、「アトランティス」という名前のユートピアに関する断片的草稿を執筆した。次節で確認するように、この作品はまとめられることなく未完のまま

---

1) 昨今、「統治の技量」についての関心が高まりつつある(Josephson 2002, 中神 2003 参照)。ただし一般的な傾向として、これらの研究動向は、第一の政治学の主著である『統治二論』の叙述に、「統治の技量」論を読み込むことで一致している。しかしながら、すでにロックによる政治学の峻別が明らかにしているように、統治の技量は第一の政治学と区別されることに意義があると思われる。

2) 一部の研究では、「救貧法案」とのつながりにおいて言及されている(Larkin 1930: 71n, Gough 1946: xxxi)。「救貧法案」と近代的な知のあり方の関係については Tully 1988: 65-9 参照。

に残された。この作品群において、ロックは統治の技量に関することがらを思いつくままに書き連ねた。本論考の課題は、この「アトランティス」と題されるユートピア論のロック理論における位置づけを明確にすることにある。またこの課題は、別言すれば、彼の統治の技量論を再構成することでもある。なぜなら、第二の政治学が歴史から学ばれ、さらに歴史が年代学と地理学と不可分である以上、双方に依拠するロックのユートピア論の試みは統治方法に関する叙述にならざるをえないからである。

本論考が論証する仮説は、「アトランティス」が第一の政治学としての政治機構論と認識論を中心とする道徳哲学とのあいだで、両者を理論的に接合する位置にある、というものである。そしてその位置は、政治主体でありかつ道徳主体であるような、近代的な主体の活動が発現する場所である。このような「アトランティス」の読解は、唯一の先行研究であるエルネスト・デ・マーチの解釈を完全に批判することになるだろう。デ・マーチによれば、「アトランティス」は、ガフ等が解釈するような社会改革ではなく、アメリカ植民地への入植計画のために書かれたものである(De Marchi 1955: 164)。その証拠に、ロックのノートが示すように、この作品が書かれた時期の彼の主要な関心事は、植民地経営である。そしてデ・マーチは、タイトルのアトランティスもたんに植民地の地理的な意味から採られたものであって、ユートピア論を意図したものではないとする。つまり彼の解釈によれば、「アトランティス」はたんなる植民地の制度設計についての覚書であり、その内容もこれといって特筆すべきものがない。ただしあらかじめ述べておかなければ、デ・マーチの研究には利用することができなかった資料の閲覧・出版により、この時期のロックの主要な関心が植民地経営にのみあるわけではないことはすでに明らかである。

最新のロックの伝記を発表したロジャー・ウールハウスもまた、「アトランティス」が植民地経営のために書かれたものであると解釈する。そしてその理由として、「カロライナ」と題された覚書が同時期に書かれていることと、パリで友人となるニコラ・トイナルとの交流をあげる(Woolhouse 2007: 151)。第一点目は、証拠となりえないだろう。なぜなら、アメリカ原住民への対応を簡潔に記した「カロライナ」は分量や体系性から考えても、「アトランティス」と比肩できる作品とは思われない。そもそもこのような類推が可能であるならば、この時期に書かれた覚書のすべてを植民地経営のためと読むことを許さなければならない。第二点目に関しては、トイナルとの書簡が明らかにするように、彼らの共通関心のひとつが植民地にあったことは確かである(Ibid)。しかしロックはすでに彼との交際以前より「アトランティス」を執筆しはじめており(トイナルとの出会いは1678年初頭前後とされる(Cranston: 1957: 174)), そのためこの覚書を、植民地に関するパリでの知的交流のみに帰してしまうのは困難である。以下では、哲学、道徳、宗教、経済など広範な学的関心が「アトランティス」を形づくっていることが論じられる。すでに述べたとおり、本論考の立場は、「アトランティス」の思想史における位置を再評価するものである。そのためこの作業は、この作品での「ロックの示唆がいかなる特定の問題とも関係しない」(De Marchi 1955: 165)ということではなく、それらとどのように関係しているかを明らかにすることである。そのためには「アトランティス」が位置する言説の流れを理解し、それによってその内容を再分析するような読解が求められるであろう。

以下次節では、この作品の叙述内容およびコンテクストを俯瞰する。そして第3節において、その内容を分析するとともに、それが有するロック思想への意味を分析する。最終節では、この作品の近代政治思想史における位置を考察したい。この作業を通じて、「アトランティス」

は謎の作品から、むしろロック思想の謎を解明してくれる作品へと、再解釈がなされるであろう。

## 2 「アトランティス」について

ロックが、三年半にわたって（1675年11月から79年5月まで）フランスに滞在した理由は、明確にはわかっていない。リチャード・アシュクラフトによれば、宗教政策を非難したパンフレット「貴顕の士からの手紙」（1675）を、パトロンである反政府的立場のシャフツベリ伯の意向に従って、公にしたことによるという（Ashcraft 1986: 120-3）。しかしながら、フランス滞在を政治的亡命であるという解釈を許す文献的証拠は存在せず、またこのパンフレットも、伝統的にロック全集に収録されているものの、それがロックの手によるものであるという証拠も存在しない<sup>3)</sup>。通説的には、モーリス・クランストンが示すように、かなりの悪化をみせていた健康状態の改善、および家庭教師としての貴族の子弟の大陸旅行への随行とされている（Cranston 1957: 160）。たしかに、フランス滞在中の日記からは、現実政治への密接な関連を想像させるようなものは存在しない。さしあたり本論文との関係で重要なのは、名誉革命時に出版される三部作、『統治二論』『人間知性論』『寛容書簡』を準備するにあたり、この時期に大きな理論的な展開がみられたということである<sup>4)</sup>。

「アトランティス」はまとまった著作ではなく、アトランティスという見出しのもとに書き留められたメモランダム（の総称）である。そのため、「アトランティス」が執筆された時期は、固まっているわけではない。むしろこれらメモランダムは、来るべき「アトランティス」と題されるであろうユートピア論のための断片的な思索を示すものである。この作品は、執筆された時期に応じて、下記表の通り、六つのグループに分けることが可能である。なお2-1, 3-1, そして3-2についてはゴルディ編『ロック政治論集』（PE）に所収されていない。

草稿整理番号	日付	本論考での略号
MS Locke <sup>5)</sup> , f. 1, pp. 280	1676年6月12日	1-1
f. 1, p. 319	1676年7月14日	1-2
f. 2, p. 289	1677年10月4日	2-1 (PEに未所収)
f. 2, pp. 296-8	1677年10月14日	2-2
f. 3, p. 92	1678年3月31日	3-1 (PEに未所収)
f. 3, p. 95	1678年4月2日	3-2 (PEに未所収)
f. 3, pp. 142-3	1678年5月26日	4-1
f. 3, pp. 198-201	1678年7月15日	4-2
Add. MS 15642 <sup>6)</sup> pp. 13-14	1679年2月14日	5-1
pp. 18-22	1679年2月20日	5-2
pp. 18-22	1679年2月21日	5-3
MS Locke, c. 42B, p. 36	1679年 不明	6-1

3) J・C・A・ポーコックは、この作者を、ロック、シャフツベリ、あるいはシャフツベリに近い者と論じる（Pocock 1975: 406）。ポーコックも指摘するように、同書では王権や常備軍に対抗して貴族の役割がかなり擁護・展開されていて、通常のロックの論述とは趣きを異とする。

4) フランス滞在期が理論的な転換点であったと評価する研究として Bonno 1995, 倉島 1986, 1988 参照。

5) 以下オックスフォード大学ボードリアン図書館所蔵。

6) 大英図書館所蔵。

グループ1が執筆されたのは南仏モンペリエである。1675年の年末にロンドンを発ったロック一行は、パリに若干滞在すると、当時代表的な保養地であったモンペリエを目指した。この地で、彼はワインやオリーブオイルなどの特産品の生産に興味を惹かれたようである。グループ1を書いている時期には、暑さに悩ませられながらも、蚕から絹糸が生産される様子にいたく関心を持っている(Lough 1953: 100-1)<sup>7)</sup>。そしてモンペリエでフランスでの二度目の越冬をすませると、一行はパリに向かった。以下のグループは、基本的にパリで書かれたものである。ただし6-1は詳細な執筆日時が不明であるため、他のグループとの前後関係を確定することはできない。また日付にしたがえば、4-2についてはパリからモンペリエへの帰路の途上、オルレアンで書かれたと考えられる。

ロック一行の二回目のパリ到着は、1677年の6月である。そののち、約一年間にわたるパリ長期滞在中に、グループ2、3、そして4-1を書き連ねた。日記の記すところによれば、パリでの生活は、社交(イギリス人相手の診療を含む)、演劇鑑賞、近隣への小旅行などに費やされたようである。神学者ピエール・ニコルの翻訳を開始したのも、この滞在中のことである(Cranston 1957: 175-7)。ロック一行が再び針路を南にとったのが、ちょうどグループ4を執筆しているころである。モンペリエには10月に到着し、わずかの滞在ののち、一行は北上することを選択する。その行程で一時はローマを目指すことも考えたが、これを断念し、再びパリに向かう。こうしてパリに年内に到着し、1679年4月の帰英を準備することになる。この間、2月には最も大部であるグループ5が書かれている。

ロックの旅程と執筆動向を重ね合わせることで、どのようなことが理解できるだろうか。残念ながら、日記に記載された活動が、「アトランティス」の叙述に直接反映された形跡を見つけ出すのは難しい。しかしながら、ロックがこれを執筆する際には、落ち着いて集中できる時期と場所で、ある程度まとめて思索していることがうかがわれる。4-2がオルレアンで書かれた場合にも、ロックはここに三週間滞在している。このような事実は、三年半にわたるフランス滞在のうち、半分近くを旅程・周遊に費やしていることから理解できるであろう。結論的に言えば、ロックは時間を見つけては「アトランティス」の構想を練ったものの、それを完成させることができなかった。しかしこの構想は、つねに彼の念頭からは消えず、真面目に論じるべき課題として、フランス滞在を内面から拘束するものであった。

それでは、「アトランティス」の内容を検討したい。1-1および1-2は、それぞれ一文のみからなり、非常に簡潔である。1-1は、一法廷において二度以上訴訟を起こしたものは公職に就けないという規定である。そして1-2は、すべての人間は何らかの手業をもつべきことと、労働の義務についての規定である。一見両者はまったく脈略がないものの、この時期にロックが考えていたことがらに着目することで、そのつながりが見えてくるだろう。

グループ1から一年以上を経た第二のメモランダムから、ロックはアトランティスの具体的な考察を始めたといつてよいだろう。2-2で主に議論されるのは、十家組長の役割である。十家組長とは近隣十世帯ごとに置かれ、そこでの「過失または不審な暮らしぶり」(PE: 253-4)を地域の判事に報告することを主な任務とする。そして判事が当該者を疑わしいと判断した場合、かれらの犯罪の連帯保証を負う保証人を選出するか、もしくは公立労役所(5-2では救貧院)に入所させることになる。また住民の登録も十家組長の職務である。当該十家組以外からやっ

7) ウールハウスによれば、ここで示されるロックの農業・産業への関心は、植民地経営への問題関心と通底するものである(Woolhouse 2007: 122)。

てきた者は、十家組長の帳簿に記載されなければ、7日以上そこで暮らすことができない。グループ3は、前述したピラールの著作からの引用で、法制度に関する記述が抜粋されている。

4-1は過剰消費の抑制についての方策である。ロックによれば、その最善の方策は、「掛売りの負債を地主は小売商人に支払わなくてもよい」(PE: 255)という法律を施行することにある。これによって商人は、過剰な販売をしなくなると予想される。なお、貧しい労働者たちが必要物を得るための彼らの掛けは、これまでどおり維持される。4-2は結婚制度についてである。男性は18歳、女性は16歳になるまで、結婚してはならない。また妻も子もない男性は、40歳になるまで未青年とみなされる。5-1では、引き続き結婚制度が論じられる。自分より5歳以上年長の女性と結婚する男性は、女性の持参金の半分を没収される。40歳を越えて独身のまま死亡した男性は、その財産についての遺言も、国のための戦いで戦死または不具となった場合を除いて、無効となる。70歳以上の者は公職から免除されるが、子供の数に応じて、それ以下の男性も免除されうる。そして「10人の子供がいれば、男女の別なく、いっさいの公的な税と負担を免れる」(PE: 257)。

5-2では、再び十家組長の役割が述べられている。「十家組長は、少なくとも月に一度、または機会があればそれ以上、自分の十家組の全世帯を訪問し、暮らしぶりを見なければならぬ」(PE: 257)。また住民は、乞食への施しを禁じられ、その十家組長への速やかな報告が求められている。5-3では結婚制度が再度論じられる。ロックによれば、男性は21歳まで結婚すべきではない。父親が21歳以前に生まれた子供は、父親の土地を相続することはできない。また結婚した男性は、税金、出征、そして公職の義務も、自らが望まないかぎり負うことはない。執筆日時が不明の6-1は、家族制度のより細部を羅列的に述べている。

以上、「アトランティス」のテキストとコンテクストを、政治言説の分析に必要なかぎりまで述べてきた。次節ではこのような俯瞰からえられた知見を元にして、このユートピアが描き出す思想的意味を分析したい。

### 3 「アトランティス」の世界

本節では、「アトランティス」を労働、規律、そして家族という三つの要素に分類して、それぞれの要素の言説的な構成について分析する。これらを分析する上で注意しなければならないのは、アトランティスは神の意志において構成された、いわば神聖共同体であるというロックの認識である。このユートピアは、いかなる夢想でもなく、神の恩寵にかなう共同体として論じられた。後で詳述するように、労働、規律、そして家族という要素は、神聖共同体の構成という目的のために、接合されるものである。まずは当時のロック道徳哲学について、基礎的な考察を行いたい。

経験主義的な認識論を中心とした哲学的思考については、すでに1670年代初頭より着手されていた。この際に問題となったのは、生得観念の否定や知性の範囲であり、その必然的な帰結として、道徳の論理的な導出であった。この時点で、のちの『人間知性論』に結実するような哲学的関心の大枠は、すでに準備されていたといえるだろう。ロックが「アトランティス」を書いたフランス滞在期がその道徳哲学にとって重要な理由は、彼が快樂主義原理を取り入れ、道徳（自然法）をあらゆる個人に理解可能なものとして知覚したことにある<sup>8)</sup>。これまでロッ

8) マーシャルは神学者ピエール・ニコルへの研究が、ロックを快樂主義的道徳に向かわせたと分析する(Marshall 1994: 178-88)。

クは、初期作品『自然法論』に見られるように、自然法が大多数の人間にとっては理解不可能であり、そのため優秀な解釈者を必要とするとしていた。このような認識論における旋回は、自由主義的かつ民主主義的な政治論の生成に大きなインパクトを与えたと考えられるものの、本論考ではさしあたり「アトランティス」に関係する点だけを述べたいと思う。

グループ1が執筆された1676年の6月から7月にかけての覚書は、いかに「アトランティス」が道徳哲学の論究に根ざしている課題であったかを示唆するものである。ここで快楽と道徳の接続がはじめて述べられる覚書が、「快楽、苦痛、諸情念」(1676 07/16)<sup>9)</sup>である。ロックによれば、すべての情念は快楽と苦痛によって成り立っている。そして、このふたつの根源を人間にもたらしたのは、神である。「神は私たちの精神と肉体のありようを定め、どちらにも、ある種の事項が快楽と苦痛、愉快と不快をもたらすようになされた」(PE: 238)<sup>10)</sup>。この快楽主義原理をより詳細に論じた覚書が「道徳」(1677-8頃)である。これによれば、道徳とは、「人間が幸福を獲得するための行動の掟」(PE: 267)である。幸福と悲惨は快楽と苦痛にあり、すべての人間は幸福を自らの目標とすることがここに認められている。このとき、「善とは、快楽を与え増やすものか、あるいは苦痛を取り去るか減じるものであり、一方悪はこの反対である」(PE: 268)と主張されることになるのである。オルレアンで書かれた覚書「幸福B」(1678 10/01)によれば、このような人間による幸福とその本質である快楽の追求はキリスト教の教義に適うものである。「聖書は私たちに、神の右手つまり栄光の座にはさらなる快楽があると語っており、人が断罪されるのは快楽を求めるからではなく、終わりのない喜びよりも、この生の束の間の快楽を好むためである」(PE: 271)。こうして不可避的に幸福を求める人間は、同時に道徳的なものとして承認されるのである。

このように徐々に道徳原理と快楽主義とが接続されてゆく結果、「彼をはじめて存在させた彼」(PE: 268)、つまり神によって、人間がどのような能力を有するものとして創造されたのかということが同時に大きなテーマとして浮かび上がる。ここでロックは、「理性的被造物」として人間を描く。グループ1と同時期に書かれた「無神論」(1676 08/23)では、神の存在自体を快楽主義原理によって論証する立場が見られる。つまり、無神論者が望む最高の状態が靈魂の絶滅、永遠の無感覚、あるいは永遠の悲惨であるのに対し、信仰者の報酬は永遠の至福である(PE: 245)。人間が理性的被造物であるかぎり、神を否定し、永遠の幸福を自ら永遠の悲惨に置き換えるような過ちを犯すはずがないのである<sup>11)</sup>。「知識A」(1676 09/01)では、神の意志が理性によって快楽主義的な善に結ばれる。人間は理性の光(「自然の光」)によって、すべての善が神に由来すること、そしてその善を他の人びとに行わなければならないことを知っている(PE: 250-1)。このとき、理性的人間は、神の定めた真理を追求するように造られたのである。そのため、真理は神への愛と隣人への慈悲の向上が目的であり、そしてその知識の増加が、人間の生をよりよいものにするのである(PE: 251)。また第一回目のモンペリエ滞在の終盤に執筆された「知性」(1677 02/08)で、ロックは神の存在は誰もが有する能力によって

9) 以下PEから引用した覚書について、執筆日時が確定しているものには年・月・日を示す。

10) 覚書「幸福B」では「人間の幸福は快楽よりなり、主体の好みに応じて身体や精神にある」とされる(PE: 271)。

11) このような理性主義は、宗教における理性の信仰への優位にも反映される。約一月後に書かれた「信仰と理性」では、私たちの明確で完全な観念あるいは知識に反することがらを、信仰が人間に確信させることはできないとされる(PE: 249-50)。

知覚可能であることを論じる(PE: 263)。

4-2と同じ日に書かれた「自然の法」(1678 07/15)では、快樂主義的徳論に依拠する理性的被造物の目的が明らかとされる。神は人間に自身についての知識やその能力を与え、そのために人間は獣が負わない義務を持つ。それは人間が自らの親子関係から父に対する服従、敬意、愛、感謝を学び取ることであり、それらをすべての創造主との関係に昇華させるためである(PE: 270)。そしてこのとき、人間の社会が神の大いなる意志によって準備されることが明確となる。神は、人間を「社会なしには生きていけないようなあり方」に作り、「その社会を維持しうるのが何であるのかを見分ける判断力」を与え、そのために「社会の維持に寄与するそれらもろもろの掟に従うこと」が人間の義務なのである(Ibid)。こうして、快樂主義原理によって徳的存在とされた人間は、神の意志によって社会を構成することが認められた。そしてその神聖共同体こそ、「アトランティス」が論じようとした内実であったのである。それでは労働、規律、家族の側面からアトランティスの世界を分析したい。

### 労働

ユートピアの住人の労働規定は、1-2で明確にされている。「ユートピアでは、誰もが何らかの手業をもつべきであり、健康で在宅のときは、最低毎日1時間もしくは毎週6時間、その仕事につとめなければならない」(PE: 253)。ロックは体を使う仕事を生活のなかで重視する。『統治二論』において、労働が神によって命じられた神聖な活動であり、そのためそこから所有権が発生するという認識が示された(第2篇・第32節)。さらに彼は、後年の覚書「労働」(1693)で、体を動かす労働の徳的な価値、その神的義務としての側面、さらに健康への波及効果について言及する。ここで問題なのは頭脳労働か肉体労働かという二者択一ではなく、いかにしてそれぞれの領分に合ったかたちで、両者をバランスよく配分するかである。このとき、たとえジェントルマンや学者であっても、12時間の労働時間のうち、3時間を体を動かす労働に費やすことが求められている(PE: 327)。ロックにとって、労働とは彼の神学的世界観に生きる人間の本質的機能を担うものである。

この労働活動の神聖視および本質化の必然的な帰結として、労働を拒む者には厳しい罰則が約束されている。2-2では、十家組長の報告を元に、地域の判事は住民の過失または不審な暮らしぶりを取り調べ、保証人の選定あるいは公立労役所に入所させることを決定する。また5-2では、乞食は、乞食であるという事実によって逮捕され、公立労役所に送られる。このような強制労働は、自発的に怠惰な生活に耽溺しているとみなされる者ばかりに課せられるものではない。老齢、病氣、子供の世話などによって援助が必要な者は救貧院に送致され、そしてそこで「公費により雇用され食事を提供される」(PE: 258)。このような公立労役所・救貧院への送致の根幹をなす十家組長の役割は非常に大きく、かれら自身の職務の怠慢についても5-2で厳しく警告されている(PE: 257)。

こうしてアトランティスでは、日々の労働が住民の義務として求められている。ただしこの労働は、1-2の規定から明らかなように、在宅である場合である。ここから推量できることは、アトランティスには自宅を基盤にしない種類の仕事、つまり公務が存在するということである。少なくともロックは、この公務の内容を明示的には述べていない。しかしその叙述から、公務は成人男性がつとめるものであり、行政に関する公職と軍務の二種類が存在したと理解することができる。公務に関して、「アトランティス」では相互に矛盾する記述が見受けられるものの、さしあたり住民の義務という観点からこれを分析したい。

公職の義務が議論されるのは、典型的には1-1など、主にその免除を説明するときである。アトランティスでは、70歳に達した男性は、公職を拒否する自由をもち、自ら望む以外の公職に就かなくてよい(4-2, 5-1)<sup>12)</sup>。また、5歳未満の子供を持つ者は、負担の大きい公職に就くことはない(6-1)<sup>13)</sup>。これら記述から類推すると、幼子をもつ者および老齢の者以外の成人男性は、公職に就く義務がある。ただし、1-2より、この義務は彼の全生活を拘束するものではない。

これに対して、軍務に服する義務の対象はさらに曖昧である。4-2によれば、「子供をもつ男性は、戦時に強制徴募を受けない」。しかしこれは強制徴募の可能性を否定するだけで、子供をもつ男性の軍務を否定するものではない。その証拠に、5-3では、「妻子のある男性は誰も、自国の国境外においては、軍務に就かないものとする」と述べられ、国内警護の任に服する義務の可能性を否定していない。少なくとも「アトランティス」の記述から読み取れるのは、成人男性に軍務の義務が何らかの形で存在し、アトランティスが外征する可能性もあるということである。そのため、「国のための戦い」(5-1)で、兵士が死亡・負傷するケースが想定されているのである(4-2, 5-1, 6-1)。

こうして、アトランティスでは、すべての人間が何らかの労働に従事することが求められる。アトランティスは、私的あるいは公的を問わず、あらゆる労働の形態を包含し、それによって成立する労働する社会として描かれている。これはロックが奉じる労働の道徳的価値に合致する社会である。のちに彼が覚書「労働」で示す確信によれば、労働が正しく指導され分配されれば、より多くの知識、平和、健康、生産物を獲得でき、人類はより幸福になる(PE: 328)<sup>14)</sup>。

## 規律

アトランティスにおける規律を主眼とする制度として、ロックは十家組長と保証人を論じる。ここでは、それぞれにおける人間の規律化の様式と社会構造の構築との権力関係について分析したい。規律権力の方向性については、ロックがアトランティスの根幹的な社会制度として認識していた、十家組長の役割に反映されている。十家組長が規律する対象とは、一方では当該十家に居住する住民であり、そして他方ではこの十家に短期的に滞在する外部から移動してきた人間である。このふたつの規律権力の方向性を分析することで、アトランティスの規律社会としての側面を考察したい。

すでに確認したとおり、十家組長の主要な任務は住民の監視である。「十家組長は、自分の十家組区に居住する者のなかに過失または不審な暮らしぶりがあれば、書面にして地域の判事

---

<sup>12)</sup> 後で分析するように、多産を奨励する立場から、子供が多くいる場合は、公職免除の適用を受けることができる。「65歳になって、存命中の子供が5人いる男性、あるいは60歳で同6人、55歳で同7人、50歳で同8人、45歳で同9人の男性は、70歳の男性の特権をもつものとする。110人の子供がいれば、男女の別なく、いっさいの公的な税と負担を免れる。そして、国のために戦争で戦死したこれら〔子供たち〕は、この件では生きているものとして数えられる」(5-1)。

<sup>13)</sup> 4-2にも同様の規定が見られるが、ここではすべての公職を免れるとされる。

<sup>14)</sup> 「アトランティス」でロックが描く労働と社会の結びつきは、覚書「労働」で示されるように、敬虔と快樂主義道徳の結びつきを前提としている。「私たちは、神がこの世で私たちに労働を必要とさせたのは、神の慈悲の印と見なすべきである。それは、たんに、悪い人間がぶらぶらしているときにそうしがちである悪行から人類を守るだけではない。怠惰の悪や、いつも座って勉強することにつきまとう病気からも守られるという、善や美徳にさえ益となる。有益な労働を半日使えば、この世の住民に、生活必需品や便宜品を充分に提供するだろう」(PE: 326)。

に報告しなくてはならない」(PE: 254)。また 5-2 では、月に一度以上の全世帯の訪問と暮らしぶりの確認が、十家組長の役割として述べられている。こうして住民は十家組長の監視と保護の下に置かれる。

また一時滞在者の登録は、当時の社会問題についてのロックの問題意識を如実に語るものである。17 世紀の中盤にかけて、浮浪者が増大して深刻な社会問題になっていた(Beier 1985: 16)。これにたいして、アトランティスではいわば十家組長の帳簿による支配によって、浮浪者の問題を強権的に解決するものであるといえるだろう。2-2 では当該十家組区に 7 日以上滞在するためには、名前のみならず、初回登録の地域と直前に居住していた十家組が帳簿に記載されなければならないとされた(PE: 254)。さらに 5-2 では一時滞在者に対しての規律は、より厳しくなっている。「市の開催中でなければ誰でも、十家組長に面会して直前滞在地の十家組長の証明書を示さない限り、一箇所に 2 日間滞在してはならない。その証明書には、当該人物の名前と直前滞在地での暮らしぶり、さらにそこでの滞在の長さが記されていなければならない」(PE: 257)。このような措置は、ロックが認めるように、浮浪者および危険な放浪する者を抑止するためである(Ibid)。

ジャックリン・スティーブズは、ロックが非定住者が人民となる際のメンバーシップの基準を明確にしていなくてもかかわらず、浮浪者への過酷な定住策を主張するという二重性をその欠陥として指摘する(Stevens 1999: 78-9)<sup>15)</sup>。しかしながら、むしろ問題は、人民のメンバーシップの中で、ロックが浮浪者に対していかに規律を施すかという点である。この点において、彼女のように、浮浪者の問題を「排除の問題」(Stevens 1999: 77)として理解することは、その表層を見ただけにすぎない。逆にこれを「包摂の問題」として解釈することが、人間の自己統治の方法を論じるロックの意図に合致している。

住民と十家組長の関係のみを論じた場合、その規律権力は一方的に映る。しかしこの関係性のなかに保証人の位置を組み込むことで、ロックの意図した平等な規律関係あるいは相互監視社会の様式が明らかになるだろう。2-2 で論じられる保証人の立場は、かなり悲惨である。保証人は、暮らしぶりが疑わしい人間の生活に責任を負う立場にある。もし当該人物が過失を犯した場合、本人のみならず、保証人もその償いをしなければならない。この保証人の選出は判事によって行われるものの、住民からの通報を十家組長が判事に報告しなかった場合や、報告があっても適当な保証人が見つからなかった場合は、十家組長が保証人とみなされる。このように、十家組長は住民に対して規律権力をふるうのみならず、自らも規律権力の下に置かれる。さらに、住民からの通報が十家組長になかった場合には、当該十家組全体が保証人とされる(PE: 254)。ここでのロックの意図は明快である。「全員が隣人の見張り人」(Ibid)となることで、未然に過失を防ぐことができるのである。

このような規律権力の網の目がもたらす帰結は、人民による人民の自己支配に他ならないだろう<sup>16)</sup>。人民は相互に規律の対象となる。絶対的な権力者とそれに基づく垂直的な権力構造を

---

15) スティーブズが依拠する A・C・ベイヤーの著作にしたがえば、「イミグラント」の当時の用法は移民というよりもむしろ非定住者と理解すべきである。そのため彼女が、『貧民法案』でロックが提唱した非定住者に対する船舶労働の強制を移民対策とみなすことは、誤読であるといえよう。

16) モンペリエで書かれた覚書「政治」(1676 10/14)に自己支配の形式をみることができるだろう。「消費税その他の、曖昧な税には注意せよ。なぜならそれは、人びとの負担において、人びとの自由にたいする群なす敵を維持するからである。そのため、すべての教区でその税を正確に知らせ、住民をその徴収者にさせよ」(PE: 252)。

排した世界では、「アトランティス」の記述に如実に現れるような、水平的で相互的な権力構造がこれに代替する。そして、くりかえすが、このような人間・社会像こそ、神の恩寵によって支えられているのである。別言すれば、神の監視下に置かれる人間社会を想定することによって、諸個人の生活様式の腐敗は権力の介入を余儀なくされる。『第三寛容書簡』(1692)では、「生活様式の腐敗した放蕩生活を寛容することについては、(…)私もこれを願わない。否、罰によってそれらを抑制し抑圧することは、当然為政者の仕事である」(Locke 1823: 416)と主張する。こうして理性的人民像からの落伍者には、苛烈な再人民化の試練が待ちうけている。そしてより重要なのは、問題なく暮らす住民も、つねに自己・規律権力の下に置かれ、その意味での絶え間ない人民化プロセスに組み込まれているのである<sup>17)</sup>。

## 家族

「アトランティス」においては、家族制度の安定が必須の課題として論じられる(4-2, 5-1, 5-3)。なぜなら、ロックの解釈によれば、「強く健康な人びとが多くいることは、あらゆる国にとって宝であり、それを繁栄させるものである」(PE: 255)。このような人口と国富を接続させる思考がロックの国家論を基礎から規定するものであることに、注意を払う必要がある<sup>18)</sup>。この立場からの必然的な要求は、結婚、そしてより具体的には、多産を奨励することである。ただし以下で見ると、たんに結婚を増やせばよいのではなく、適齢期に適切なかたちの結婚が望まれる。その理由として、両親が若すぎる場合には、生まれてくる子供が強く育たないというロックの確信があげられる(Ibid)。

ロックによれば、男性は18歳、女性は16歳になるまで結婚してはならない(Ibid)。もしそれ以前に結婚する場合、「婚姻上の特権」を享受することできず、どちらかの適正年齢の半年後よりも前に生まれた子供は、嫡出とみなされない。5-1では結婚についての適正の記述が、より明確にされている。自分より5歳以上年長の女性と結婚する男性、または適正年齢以下で結婚する場合には、女性の持参金の半分が没収される(PE: 256)<sup>19)</sup>。ロックの個人的な見解によれば、男性は21歳まで結婚すべきではない。なぜならアトランティスでは、21歳までに結婚すると、「生涯、自己の土地を売却できず、7年以上に及ぶ抵当設定、譲渡、賃貸」を行うことができない。また、21歳以前に生まれた子供は、父親の所領の分配にあずかることができない(PE: 258)。

これら結婚に関する規制とともに、ロックは結婚を促進するような方策を打ち出している。すでにみたように、結婚一年目は納税、出征、そして公職の義務が免除される(PE: 259)。また妻子がある場合には、その子供の年齢と数に応じて、軍務を含む公職の負担が軽減される(4-2, 5-1, 5-3, 6-1)。また同時に、男性が独身でいられないような規定も存在する。妻子のいない男性は40歳まで未成年と見なされ、自分の父親以外の物的財産法定相続人にも人的財産遺贈受取人にもなれない(4-2, 5-1)。このような結婚に関する細かな規定が明らかにするのは、

---

17) 自己規律については、4-1の小売商人への戒めに見出すことができるだろう。

18) 1674年に書かれた覚書「通商」に、彼の政治経済学の基礎的理解を見ることができる。これによれば、通商の目的は富と力であり、富は金銀の豊富さに、そして力は人口に存する。通商は両者を増加させ、そして両者は互いを増加させる(PE: 221)。

19) 後にロックは自ら削除しているが、10歳以上年下の女性と結婚する場合にも同様の措置がとられると記述していた(PE: 256)。

適切でない婚姻関係を規制すると同時に、結婚・出産を奨励するといういわば矛盾した、あるいはロックが国益と想定するものに対する合理的な姿勢である。

この立場は、婚姻関係を人間の生産とみなし、ここから適切な婚姻関係を記述する方向性に反映されている。ロックによれば、子供を増やすために、姦通は抑止されなければならない(PE: 255)。また、「男性は不義を働いた妻を離別することができ、さらにもし結婚後7年を経て子供が生まれない場合には、いつでも妻を離別することができる」(PE: 256)。このようにしてアトランティスにおいては、適切な年齢で結婚し、多くの子供を養育することが適切な婚姻関係とみなされている。

ただしロックは、血縁関係にのみ関心を持っていたわけではない。むしろ教育への関心を通じて、血の繋がっていない家族、さらにその国家にとっての有益性に興味を抱いている。6-1では「戦争で子供を亡くした者たちは、〔敵国出身で〕捕虜となった若い子供たちを養子にする」(PE: 259)ことが記述されている。ロックによれば、たとえ元来敵国の子供でも、愛情によって十全な親子関係が構築できるとする(Ibid)。また「忠誠」(1679 03/25)では、「生まれではなく教育が、義務観念と愛情を、虜囚とされた子供たちに与える」とされ、かれらは、たとえ肉親や祖国が敵であっても、ためらいなく戦うことができるとされる(PE: 273)。こうしてアトランティスの家族関係は、いわゆる血縁関係にのみ回収さえるものではないことが明らかとなる。問題は、家族がアトランティスにいかに関与することができるか、である。

#### 4 空想から理論へ

本節では、本論考の結論として、「アトランティス」が論じた統治の諸要素を、ロック思想ならびに政治思想史において位置づけたい。イギリスに帰国後、「アトランティス」は再び論じられることはなかった。その理由を論ずることは、もはや想像の域を超え出るものではないだろう。しかしながら、論理的に推測するならば、ロックにとってアトランティスに関するこれ以上の論述は、彼の思想展開にとって有意味ではなかった、ということである。つまり、すでにアトランティスの構成要素は出揃っており、残る作業はそれを肉付けするという叙述以外にありえないからである。この作業の継続には、理想社会の理論的構築という課題以上の理由が求められることは、明らかであろう。

ロックの論じた理想社会は、宗教共同体論でも社会風刺でもなく、生真面目な統治様式の叙述である<sup>20)</sup>。それでも果たしてユートピアと呼ぶのかはともかく、これが自律的な人民からなるひとつの基礎的な社会形態を論じていることはたしかである。前節でみたように、人民が道徳主体かつ政治主体であるということは、アトランティスの徹底した自己支配の原理によって貫徹されている。グループ3と4との間に書かれた「法」によれば、「国法は、人間の社会の合意に他ならないが、〔合意するのは〕かれら自身か、かれらが権威を与えた一人、またはそれ以上の者であって、もろもろの権利を決定し、その社会のうちにある全員のある種の行為

---

<sup>20)</sup> 田村秀夫によれば、モアからデフォーやスウィフトに至るユートピア論の変遷は、〈ピューリタニズムから理性の時代へ〉という歴史的展開と軌を一にする(田村 1987: 239-40)。時の経過とともに、ユートピア論から宗教性が薄まり、社会批判の道具としての立場が強まる。この点で、「アトランティス」はちょうど転換期を示す作品といえるかもしれない。なおロックはフランシス・ベーコンの『ニュー・アトランティス』を所有していたもの(Harrison et al 1971: 78)、理想的な知の殿堂の記述を主眼とした同著作と「アトランティス」との内容上の相違は顕著である。

にたいして、褒賞と懲罰を定めるのである」(PE: 269-70)。

ただし、ロックの理想社会は、このような人民の意志と同意に基づく法の支配をも、超え出るところにある。6-1では、「法律や刑罰よりも習慣と流行の方が、公共社会にとって善いものをより多くもたらす」(PE: 259)ことが強調される。1678年12月に論じられた「評判」では、人間の行動因が他人からの評判と信用、そして恥辱と不面目にしばしば依拠していることが述べられる<sup>21)</sup>。そのうえで、良い統治者は「どのような法律を作るかよりも、自分がどのような主流的傾向を形成するか」に関心を払うべきであり、さらに、その傾向に良い評判を与えることが必要とされる(PE: 271)。グループ5と同時期に書かれた「結婚」では、アトランティスにおいて焦眉の課題であった結婚の奨励は、法律ではなく慣習で導入されるべきという意見が表される(PE: 273)。このような評判の社会規範化は、評判が『人間知性論』の草稿で道徳規範として論じられるプロセスと明らかに軌を一にしている。この規範化は、人民の自己統治の一断面を示すものであるといえよう。

本論考が明らかにしたことは、労働・規律・家族によって構成されるアトランティスが、道徳的個人が存在論と国富の増大とが不可分に結びつけられた、自己統治の形態として構成されていたということである。まさにミシェル・フーコーが近代の統治原理の根幹として指摘するように、この著作で論じられた「統治の技量」は、個人(「個性性」)と道徳・社会(「全体性」)が接続する場にある(Foucault 1988: 161-2)。この場合、統治は道徳的個人の本質的实践であり、この主体を再生産する。後年の「救貧法案」が、このような「統治の技量」論の展開であることは、論を俟たないであろう。この法案では、怠惰な浮浪者を抑止し、貧民に仕事をあたえることで公共にとって伍しやすくし、国費の負担を軽減することが目指された(PE: 183)。ロックの理解によれば、貧民の増加は、規律の弛緩と風俗の退廃という道徳的な理由に帰せられる問題である(PE: 184)。つまり、人民が自律的であることが承認されているということは、同時に、自律的でなければならないという道徳的な強制をともなっている。そのため、貧民を自律化するという統治の課題は、一義的には道徳的なものである。

ロック思想において、人民の生の形態を具体的に叙述することによって、「アトランティス」は、第一の政治学としての政治機構論と理性的人間の存在を論証した道徳哲学とを架橋する位置にある。そしてこの著作は、人民を政治主体とした近代政治理論が本質的に孕む、全体性と個性性の不安定な関係性を、主体の置かれた状況に反映している。そのためアトランティスのなかに、近代的自由の有する「不自由さ」を見出すことができるのである。「この国においては、娘をうまく結婚させたり、息子を何らかの良い職務に就くように育て上げたり、かれらに十分なものを与えた者たちは、老後においてかれらに豊かに扶養される」(PE: 164)。果たしてこの国が、ユートピアであるのか、あるいはディストピアであるのかという問題は、すでに問題として成り立っていないのかもしれない。

[2008年12月レフェリーの審査を経て掲載決定]  
(日本学術振興会特別研究員(一橋大学社会学研究科博士課程))

<sup>21)</sup> 同様の主張は、「臆見」(1679 06/17)にも見られる。

## 参考文献

※オックスフォード大学ボードリアン図書館および大英図書館所収の資料については、文中に記した。両図書館のご協力について、ここに記して謝意を示したい。

Locke, John, 1997, *Locke : Political Essays*, ed., Mark Goldie, Cambridge University Press (山田園子他訳, 2007, 『ロック政治論集』法政大学出版局) (PE と略記).

Locke, John, 1823, 'A Third Letter for Toleration' in *The Works of John Locke*.vol.6, (re-printed by Scientia Verlag Aalen 1963).

Ashcraft, Richard, 1986, *Revolutionary Politics and Locke's 'Two Treatises of Government'*, Princeton University Press.

Beier, A. L., 1985, *Masterless Men: The vagrancy problem in England 1560-1640*, Methuen.

Bonno, Gabriel, 1955, *Les relations intellectuelles de Locke avec la France*, University of California Press.

Cranston, Maurice, 1957, *John Locke : A Biography*, Longman.

Foucault, Michel, 1988, 'The Political Technology of Individuals', in *Technologies of the Self: a seminar with Michel Foucault*, eds. Luther H. Martin, Huck Gutman, and Patrick H. Hutton, The University of Massachusetts Press.

Gough, J. W., 1946, 'Introduction' in John Locke, *The second treatise of government and A letter concerning toleration*, ed., J. W. Gough, Blackwell.

Harrison, John and Peter Laslett, 1971, *The Library of John Locke*, Oxford University Press.

Josephson, Peter, 2002, *The Great Art of Government: Locke's Use of Consent*, University Press of Kansas.

倉島隆, 1986, 「ロックのフランス滞在期の政治思想史的意義」『法学紀要』第27巻.

倉島隆, 1988, 「壮年期ロックにおける政治思想形成」『法学紀要』第29巻.

Larkin, Paschal, 1930, *Property in the Eighteenth Century*, Cork University Press.

Lough, John, 1953, *Locke's Travel in France: 1675-1679*, Cambridge University Press.

De Marchi, Ernesto. 1955, 'Locke's Atlantis', *Political Studies* vol.3.

Marshall, John, 1994, *John Locke: Resistance, Religion and Responsibility*, Cambridge University Press.

中神由美子, 2003, 『実践としての政治, アートとしての政治 —ジョン・ロック政治思想の再構成』創文社.

Pocock, J. G. A., 1975, *The Machiavellian Moment*, Princeton University Press.

Stevens, Jacqueline, 1999, *Reproducing The State*, Princeton University Press.

田村秀夫, 1987, 『ユートピアへの接近』中央大学出版部.

Tully, James, 1988, 'Governing conduct' in ed., E. Leites, *Conscience and Casuistry in Early Modern Europe*, Cambridge University Press.

鵜飼健史, 2006, 「ジョン・ロックの政治主体」『一橋論叢』第135巻第2号.

Woolhouse, Roger, 2007, *Locke: A Biography*, Cambridge University Press.